

焼津地区漁協合併協議会規約

(目的)

- 第1条 この協議会は、焼津地区の2漁業協同組合（焼津漁業協同組合、小川漁業協同組合）の合併実現に向けて、必要な事項及びその方策について協議を行い、円滑な合併推進に資することを目的とする。

(名称)

- 第2条 この協議会の名称は、焼津地区漁協合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事業)

- 第3条 この協議会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。
- （1）合併方針の樹立並びに経営計画の策定に関する事項
 - （2）合併の実現に向けて必要な調査・研究に関する事項
 - （3）その他合併推進に必要な事項

(協議会)

- 第4条 この協議会は、次に掲げる団体の役職員により構成する。

- | | |
|----------------------|---------|
| ① 漁業協同組合 | 両組合合計7名 |
| ② 静岡県 | 2名 |
| ③ 静岡県漁業協同組合連合会 | 1名 |
| ④ 東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店 | 1名 |
| ⑤ 焼津市 | 1名 |

- 2 協議会に会長1名をおく。
- 3 会長は、両組合兼任の代表理事組合長とする。
- 4 会長は、協議会を招集し議長となる。

(作業部会)

- 第5条 この協議会に作業部会をおく。
- 2 作業部会は、調査・検討の必要に応じて設置する。
 - 3 部員は、委員の所属する団体の役職員の中から選任する。

(事務局)

- 第6条 この協議会の事務局は、焼津漁業協同組合におく。

(経費)

第7条 この協議会の運営に必要な経費は、両組合が均等に負担する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度協議会の承認を得て、会長が定める。

(付則)

1 この規約は2025年10月27日より適用する。